

岩手県告示第391号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成21年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 一関市、陸前高田市、奥州市、東磐井郡藤沢町及び気仙郡住田町
- 2 基本測量を実施する期間 平成21年4月1日から平成21年7月24日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（電子基準点への標高取付水準測量）